

山口県後期高齢者広域連合

連合長 野村 興兒様

2008年3月27日

日本共産党山口県委員会

委員長 山本 丈夫

日本共産党山口県地方議会議員団

団 長 水野 純次

後期高齢者医療制度の改善を求める要望書

一昨年、自民・公明政権が強行した「医療改革法」により導入された後期高齢者医療制度が、4月から実施されようとしています。

75歳以上のお年寄りを「後期高齢者」として、他の世代から切り離し、際限のない負担増とまともな医療を受けられなくするこの制度にたいし、いま多くの不安と怒りの声が上がっています。

第1に、山口県の保険料は、軽減措置を適用後の平均額で75,796円と全国で9番目に高い水準です。しかも、保険料額は2年ごとに改定され、今後、医療給付費の増加に応じて値上げが確実となっているばかりか、いままで扶養家族だった高齢者をふくめ月額15,000円以上の年金を受給している人すべてについて年金から天引きするという情け容赦ない方法がとられます。

第2に、従来、75歳以上の高齢者は、障害者、被爆者とならんで「短期証、資格証を発行してはならない」とされてきたものを、一昨年の法改定で、高齢者にかかわる条文が削除され、保険証のとりあげが可能とされたことです。ひとつふたつの病気はさけられない高齢者で低年金、無年金の人からも保険証をとりあげるなど、命にかかわる問題です。

第3に、新制度では後期高齢者と74歳以下では診療報酬が別建てとなり、後期高齢者の診療報酬は「包括払い（定額制）」が検討され、保険が使える医療に上限を設けようとしていることです。そうなればその範囲内でしか保険がきかなくなり、診療回数や薬の量も制限され、医療内容の差別、制限がまかりとおることになります。

高齢者を別建ての医療保険とする例は世界になく、新制度について元厚生労働省老人保健局長（堤修三大阪大学教授）が「姥（うば）捨て山」というように、後期高齢者医療制度は高齢者をじゃま者あつかいし、その命まで削る最悪の制度といわざるを得ません。

よって、貴職におかれては、制度の当否をふくめて全面的に議論をやり直すために、後期高齢者医療制度の実施を中止し、国にたいして当制度の撤回・廃止を求めるとともに、高齢者が安心してかけられる医療を実現されるよう、以下申し入れます。

1、後期高齢者医療制度については、国に対し、制度の撤回・廃止を求めること。

2、高齢者の医療については、以下の点の実現をはかること。

(1) 保険料負担を軽減する

保険料負担を軽減するため、国の医療給付に対する定率交付は 4/12 を確保するよう求めること。それが実現するまでの間、①葬祭事業、②審査支払手数料、③財政安定化基金拠出金、④収納率による保険料上乘せ分、の4つについては県、市町が一般財源で補填するよう、山口県と市町にたいし、「補助金」等の投入を求めること。

(2) 保険料の独自減免の実現

法定減免のほかに、生活困窮者を対象にした独自減免制度を創設すること。その財源は、保険料負担に求めるのではなく、国からの調整交付金の確保、県、市町村からの「補助金」等を求めること。

(3) 高齢者からの保険証のとりあげは行わない

資格証明書、短期保険証の発行を行わないことを広域連合として明確にすること。滞納の事由については十分配慮し、滞納を理由とした財産等の差し押さえは行わないこと。

被保険者証はお年寄りが見やすいよう大型化すること。

(4) 健康診断は公費負担で

広域連合が実施する保健事業、健康診査にかかわる費用については国、県、市町からの財政支援を拡充し、保険料の軽減につなげること。

(5) 差別医療の導入を許さない

国にたいし、高齢者に必要で十分な医療が提供される診療報酬とするよう求めるとともに、「包括払い」など差別医療は導入せず、「出来高払い」を維持するよう求めること。

(6) 広域連合議員の定数の改善と運営協議会に県民の公募枠を

全市町の意見を直接議会に反映する構成となるよう、議員定数の増員、発言時間の十分な確保をはかること。県民、被保険者の意見を広域連合の運営に反映させるため「運営協議会」を設置し、県民からの公募枠をつくるなど開かれた機構にすること。